

2022年9月14日から

## 小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2022年9月14日以降、長野県が発行する医療受給者証には  
「個別の指定医療機関の名称」ではなく「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」と記載します。

そのため、「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」であれば、新たに利用する指定医療機関（※1）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります（※2）。

（※1）医療機関が「児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市・中核市のHPにおいてご確認ください。

（※2）更新時より前に、医療受給者証に記載されている指定医療機関の名称を包括的な記載に変更を希望する場合は、下記連絡先までご連絡ください。

2022年9月13日まで

医療 受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	〇区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	〇区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	〇区□□3-1

駅前に新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

2022年9月14日から

医療  
受給者証

「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」

「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」だから、手続きなしで利用できる！

### 《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2022年9月14日以降は、特段の手続きを行うことなく、「**児童福祉法に基づき指定された指定小児慢性特定疾病医療機関**」として利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

### 【お問合せ先】

お住いの地域を管轄する保健福祉事務所  
又は 長野県健康福祉部保健・疾病対策課がん・疾病対策係  
TEL：026-235-7150までお問い合わせください。